要　求　仕　様　書

新型コロナウイルス感染症に係る検査等に使用するため、次の要件を満たすものとする。

１　機　器　　　全自動核酸抽出装置　　１台

２　仕　様

1. 核酸抽出原理は磁性粒子法を採用していること。
2. 核酸(DNA、RNA等)抽出・精製する機能を有すること。
3. 同時に１２検体以上の処理する能力を有すること。
4. コンタミネーション防止として１検体専用レーン方式を採用していること。
5. 40℃～90℃を含む範囲以上の加温ユニットを有すること。
6. ハンドリング液量として、25～1,000μLを含む範囲以上に対応する機能を有すること。
7. 内蔵UVランプが標準搭載されており、装置内のUV照射が可能で、照射後は自動的に照射オフとなる機能を有すること。
8. 異なる検体種(血清、血漿、尿及びCSF、糞便、唾液、鼻腔ぬぐい液)から同時に核酸抽出する機能を有すること。
9. 試薬カートリッジについて、１検体ごとプレパックされており、そのまま装置に設置できること。
10. 外形寸法は、横（W）５００mm×奥行（D）５３５mm×高さ（H）５７４mm以内であること。
11. 電圧AC１００Vであること。

３　設置場所

　　十勝総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課

４　付帯設備等

1. 機器本体、付属品及び付帯設備は、全て未使用品であること。
2. 機器の据付、正常動作のための調整確認後、十勝総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課職員に対して、機器の操作及び保守管理に必要な技術指導を行った上で、機器を引き渡すこと。
3. 機器の据付、調製に伴い障害（建物等の破損、機器の破損等）が発生した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課に協議の上、速やかに復旧すること。
4. 機器の据付、調整に当たっては、安全管理に万全を期することとし、十勝総合振興局保健環境部保健行政室試験検査課は、発生した事故等の責任を負わないこと。
5. 据付には、搬入並びに電気等の配線設備工事、接続を含むこと。

５　納期

2022(令和４)年９月30日